

(介 18) (FAX 送信 A4・2 枚)
平成 23 年 5 月 10 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
三 上 裕 司

福島県内から避難した要介護高齢者等に関する
介護保険施設・事業所等への周知について (再依頼)

福島原子力発電所の事故に伴い、本年 3 月 30 日付 (介 45) 付「福島県内から避難した要介護高齢者等に関する介護保険施設・事業所等への周知および高齢者の避難所等における虐待の防止について (介護関係)」にて、介護保険施設・事業所等におかれては福島県内から避難した要介護高齢者等の受入れについてご協力をお願いを申し上げた次第であります。

今般、平成 23 年 4 月 22 日付で「計画的避難区域」および「緊急時避難準備区域」が設定されましたが、これらの理由で避難をされている方々に対しましても、これまで同様、引き続き受入れにご協力いただきたく、改めてご協力の程宜しくお願い申し上げます。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・福島県内から避難した要介護高齢者等に関する介護保険施設・事業所等への周知について (再依頼)
(平 23. 4. 26 厚生労働省老健局高齢者支援課、振興課、老人保健課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 26 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

振 興 課

老人保健課

福島県内から避難した要介護高齢者等に関する
介護保険施設・事業所等への周知について
(再依頼)

福島原子力発電所の事故に伴い、平成 23 年 3 月 29 日付けの事務連絡において福島県内から避難した要介護高齢者等の受入れについて御協力いただきますよう御連絡さしあげたところで
す。

今般平成 23 年 4 月 22 日付けで、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」が設定されましたが、下記のとおり、これまでと同様に避難者の受入れに御協力いただきますよう、改めて管内市町村、各介護保険施設・事業所等に御周知の上、御指導のほどお願いいたします。

- ① これらの区域からの避難者を受入れたとしても入所者や職員等に健康上の影響が生じるおそれはないこと
- ② 受入れに際し、放射線の除染証明書を提示することなどを条件として付さないこと
- ③ 放射線の影響・健康相談を希望する場合の対応等に関する資料は下記ホームページを参考にすること

(参考)

首相官邸ホームページ「各省等の放射線モニタリングの公表状況について」

(<http://www.kantei.go.jp/saigai/monitoring.html>)

法務省ホームページ「放射線被曝についての風評被害等に関する緊急メッセージ」

(http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00008.html)

健康局総務課地域保健室 3 月 23 日付事務連絡

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015rr9-img/2r98520000016399.pdf>)